

# 犯罪被害について ともに考えるための 手引き

私たちにできる被害者支援とは

---



## はじめに

この冊子は、岡山県備前県民局とNPO法人おかやま犯罪被害者サポート・ファミリーズとの平成18年度協働事業「犯罪被害者等基本計画・具体化プロジェクト」の中から生まれました。

犯罪の被害に遭うことは誰も予期せぬことです。平穏な生活を送っている人にとっては「他人事」といえるかもしれません。しかし、犯罪被害に遭うと、それまでの生活は一変し、以前のような平穏な暮らしは戻ってきません。

犯罪被害者は、思いを語る場もなく、犯罪被害に遭ったあとも、関係機関や周囲の人たちの対応により傷（二次被害）を受け、生活再建に著しい困難を伴うことも少なくありません。

犯罪被害者等基本法ができ、基本計画ができて、私たち一人一人が犯罪被害者に対する理解を深め、できる支援を考えていかなくは、犯罪のない安全安心なまちづくりはできないと考えます。

被害当事者が自ら語らなければ理解してもらえないことも多く、あえて当事者の方たちは声を発し、思いを語り始めています。NPO法人おかやま犯罪被害者サポート・ファミリーズがこれまで開催した講座・研修会やシンポジウムで語られた言葉、そして自助グループ活動の中で共通して語られる思いが少しでも形になればという願いをこめて、この小冊子を作成しました。

平成19年 3月

岡山県備前県民局

NPO法人おかやま犯罪被害者サポート・ファミリーズ

# 目次

---

<b>第1 犯罪被害に遭うということ～被害当事者の声から</b> . . . . .	1
1 はじめに . . . . .	1
(1) 事件直後をふりかえって	
(2) 事件から数年たって	
2 殺人・傷害致死事件遺族の声 . . . . .	3
3 交通死遺族・交通事故当事者の声 . . . . .	4
4 性被害当事者の声 . . . . .	5
5 DV被害者の声 . . . . .	6
<b>第2 被害当事者の支えとなるために</b> . . . . .	7
1 被害に遭ったあなたへ . . . . .	7
(1) 安全の確保	
(2) 話すということ (相談)	
(3) つながるといこと (自助グループ)	
2 被害に遭った方たちに接するあなたへ . . . . .	8
(1) 二次被害に気づくこと (被害者を傷つける言葉や態度)	
(2) ありのままを受け入れるということ	
(3) 被害者の支えになること	
<b>第3 岡山県内の被害者支援について</b> . . . . .	11
1 警察が行う主な被害者支援 . . . . .	11
2 県や市町村ができること . . . . .	12
3 関係機関・民間支援団体など . . . . .	13

## 1 はじめに



犯罪被害といっても殺人、性犯罪、交通死などその被害ごとに被害者の置かれる状況は異なり、また時間の経過とともに、あるいは被害者お一人お一人の事情により異なる点がありますが、以下のような気持ちや言葉は比較的共通して聞かれるものです。

### (1) 事件直後をふりかえって

#### ● 被害者の声

「事件直後は何が何だか分からず、頭の中が真っ白でした」  
「食べることやのどが乾いていることすら気づきませんでした」  
「怒りや悲しみがすぐにわいてこず、気持ちが凍ってしまったようで、自分はおかしいのではないかと思いました」  
「警察は何も教えてくれず、刑事裁判と民事裁判の区別もつかないまま事情を聞かれました」  
「眠れなくなり、なぜ自分や家族が被害に遭ったのか、理解できなくて自分を責めました」  
「事件から時計が止まり、残りの時間は意味を失いました」  
「周りの人たちを信じられなくなり、人間関係もうまくいけなくなりました」  
「どこに何を相談してよいのかすら分かりませんでした」

#### ● 支援者の気づき

犯罪被害に遭うことは理不尽なことです。それまでの平穏な生活が瞬時に破壊され、絶望の谷底に突き落とされ、一度に混乱した状況に投げ込まれます。心が混乱するのは当然で

す。

また感覚も麻痺してしまい、涙すら出ないことさえあります。無理解な周囲から「あれだけ大変な事件なのに涙も見せていない」とささやかれ傷つくことがあります。しばらくして悲しみや怒りの感情を抑えきれなくなることがあります。これも当然の感情であり、抑える必要はないのです。しかし、周囲は「いつまで泣いていても始まらない」と安易に慰めたり、「泣いていては故人が悲しむだけだ」とつい声をかけてしまい、かえって被害者を苦しめます。

また、被害者が無理をして笑顔を装い、生活のため仕事に復帰したりすると、「あんな被害に遭ったのにもう元気そうね」「被害者のくせに笑っている」といった心ない見方をされることすらあります。**被害者は心から泣くことも笑うこともできないまま、周囲に対して心を閉ざしていきがちです。**

事件直後は情報も混乱します。何を信じてよいかわからなくなり、周囲への不信感や人を信頼できなくなります。家族同士でも関係がぎくしゃくしてくることがよくあります。

## (2) 事件から数年たって

### ● 被害者の声

「つらさが消えることはありません。亡くなった人について話せる場がなく、話せる人も減ってきました」

「裁判が終わると世間では被害者のことは忘れてしまいます。悲しみは一生続き、終わることはありません」

「今でも近所で買い物をするのができず、隣町まで出かけます」

### ● 支援者の気づき

世間では、「時間がこころを癒す」「いつまでくよくよしていても始

まらない」といった考えがあります。周囲は励ましのつもりでそうした声をかけますが、被害者の支えには必ずしもなりません。

そして、事件後は騒然とした報道をしたマスコミでさえ、裁判が終わると何もなかったかのように被害者は社会からは忘れ去られてしまいます。裁判が終わっても「被害」は終わることはなく、一生続くということを周囲は忘れがちです。被害者は深い喪失感を抱えたまま、地域社会で被害後の生活をしていかななくてはなりません。

**悲しみや怒りを持ち続けることは非難されることではありません。**時間の経過とともにそうした感情や思いを安心して語ることのできる人や場がないのです。被害者は地域で孤立した存在となっていきます。

## 2 殺人・傷害致死事件遺族の声



### ● 被害者の声

「葬儀まで取材陣が押しかけ、マスコミの過剰取材で傷つけられました」  
「家族の中でもありのままの思いは語れないのです」  
「被害は一生続き、回復することはないのです」

### ● 支援者の気づき

犯罪に巻き込まれること自体が理不尽なうえ、事件後のマスコミ報道で傷つく被害者は少なくありません。葬儀の場でも心ないカメラマンが霊柩車を止めたり、いきなりマイクを向けられたりするなど、被害者にとって周囲や社会への信頼感が失われていきます。家族の間でも、一人一人被害の受け止め方は異なり、率直な感情や思いを出せなくなることもあります。犯罪による被害そのものが理不尽なうえに、周囲や関係機関とのやりとりの中で二重、三重に被害者は傷つくこと

が多いのです。また、失われた生命が戻ることはなく、被害からの回復はありません。残された家族すべてにとって被害は一生続くことになります。

### 3 交通死遺族・交通事故当事者の声



#### ● 被害者の声

「被害者ひとりが素人なのです」

「交通事故として軽く扱われてしまいます」

「事件の真相がわからない。情報が乏しいのです」

#### ● 支援者の気づき

事件のあと、加害者には弁護人がつき、また損害保険会社の担当者が交渉に入ります。しかし、被害者は情報がなく、事件の真相もつかめないうまま刑事手続に巻き込まれていきます。被害者ひとりが「素人」という状態で孤立してしまいがちです。

特に、交通事故は定型的な事件処理がされやすく、被害者の気持ちをきちんと聴いてもらうには労苦が伴いがちです。

被害者側の法律相談は弁護士会で無料で行われていますが、民事の相談だけを行う弁護士の場合、被害者の求める支援が十分に形にできないこともあります。何が困っているかを明確にして早めに相談してみることがよいと思います。

交通事故被害者の全国組織に相談してみることもよいかもしれません。同じ立場の方たちの話に耳を傾けることで支えを得た方も多いです。

## 4 性被害当事者の声

---



### ● 被害者の声

「また被害に遭うのではないですか」

「私が悪かったのでしょうか」

「二度と思い出したくありません。裁判が不安です」

### ● 支援者の気づき

性被害の場合、事件後の事情聴取だけでなく、裁判への不安は大変大きいものがあります。また「あなたがもう少し気をつけていれば」と周囲から言われることがあり、被害者は必要以上に自分を責めてしまいがちです。そして、それ以上に**事件で遭遇した恐怖感、絶望感にさいなまれ、安心して眠ることもできない日々が続きます。精神的に深い傷を負い、容易に傷が癒えることはありません。**再被害の不安が大きいときは警察に安全確保の援助を求めることができます。また、岡山県警には、カウンセリングアドバイザー制度があり、専門の臨床心理士のカウンセリングを無料で受けることができます（警察で相談してください）。



## 5 DV被害者の声



### ● 被害者の声

「逃げるのが怖いです。またつきまとわれるのではないのでしょうか」

「子どものために我慢した方がよいのでしょうか」

「私にも悪いところがあったのでしょうか」

### ● 支援者の気づき

暴力の続く環境から逃げ出すことは大変勇気のいることです。逃げるとき危険も大きいです。しかし、子どもたちにとって、暴力におびえながら暮らすことは決して良い影響は与えません。あなたに、暴力をふるわれる理由はありません。あなたが悪いわけではありません。勇気をもって相談機関に相談してください。女性相談員が最善の方法を一緒に考えてくれるはずです。つきまといが怖い場合は保護命令の制度があり、裁判所、警察の協力により、あなたは守られます。



## 1 被害に遭ったあなたへ



### (1) 安全の確保

- いまは安全でしょうか。安心できるところにいますか。
- おちついて話のできる状況でしょうか。

事件直後は、特に心と体の安全をまもることが大切です。もし再度被害に巻き込まれそうだったら、遠慮せず警察や相談機関に連絡してください。被害の状況によっては、早めに医療機関に向くことも大切です。

### (2) 話すということ（相談）

- 少しずつでよいので、話せることから話してみませんか。
- 無理をして話さなくても、経験者の話を聴くことが役立つこともあります。

被害直後は心も体も混乱し、調子を崩しやすくなります。それは決しておかしいことではなく、当然の心や体の反応です。無理をせず、ご自分のペースを大切にしてください。怒りや悲しみがわいてきても、無理に抑えることはありません。家族や周囲の人に話しにくいときは、気持ちをきちんと聴いてくれる相談機関をうまく利用するのも一つの方法かもしれません。少しずつ話していくうちに、混乱した状態が整理されていくこともあります。

### (3) つながるということ（自助グループ）

- 同じ立場の仲間と話し合うことで、ありのままの気持ちを遠慮なく出すことができます。
- 孤立しがちな被害者にとって、つながりができることは大

**きな支えです。**

自助グループは、同じ被害を受けた当事者の集まりです。声にできなかった思いや苦労を遠慮なく話し合う場です。苦しさやつらさを抱えて、孤独で心細く不安な被害当事者同士が互いに語り、精神的に支え合うことで、やすらぎ、再び立ち直ろうとする集まりです。**泣いても怒ってもいいです。誰にも遠慮はいりません。**何度でも安心してあなたの心の内を話してください。つながること、互いに語り合うことが、互いの力になっていくことがあります。

## 2 被害に遭った方たちに接するあなたへ



### (1) 二次被害に気づくこと（被害者を傷つける言葉や態度）

被害者や遺族は、深い恐怖や不安を持っていたり、自ら犯罪に遭ったことを恥じたり、避けることができなかったことで自分を責めたりします。そうしたとき、たとえ善意であれ、被害者の罪悪感を助長したり、感情や考えを押さえつける言葉や態度にぶつかると、被害者の心はさらに傷つくこととなります。また、他の被害と比較したり、強くなることを勧めることは、被害者や遺族がありのままの自然な感情を持ち、表現することを責めることとなります。

これは単に言葉の問題ではなく、同情的な態度や上から手をさしのべるような哀れむ態度は、どんなに丁寧な言葉であっても一人の「ひと」としての被害者の自尊感情を傷つけることとなります。

一般に、次のようなことが言われています。

### (被害者を傷つける言葉)

「もう忘れることですよ、時間が解決してくれます」

・・**忘れられるはずがない。**

「命が助かっただけでもよかったね」

・・**これだけ大変な被害に遭ったのに。**

「よりひどい目に遭った人がいます、あなただけでないですよ」

・・**比較などできない。**

「残された子どもさんのためにも元気を出さないと」

・・**元気が出ない私は悪いのか。**

「あのときこうしておけばよかったのに」

・・**できなかった私を責めてしまう。**

「頑張ってるね」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**これ以上何を頑張ったらいいのか。**

### (2) ありのままを受け入れるということ

被害者は「かわいそうな人」「特別な人」というイメージで見られやすく、また一方で被害については国や加害者が回復のための手当をしていると思われがちで、刑事裁判が終われば被害者のことは社会からは忘れ去られてしまいます。

しかし、これまで犯罪被害の回復は被害者個人に委ねられ放置されてきました。実際、被害の経済的回復すらされていない被害者が大半であり、裁判手続においても「かやの外」に置かれていたといえるでしょう。

被害者が、ありのままの気持ちを自然に語れるような場が地域にあってほしいと思います。周囲の人たちのちょっとした支えがあれば、被害後もごく普通の生活を回復していく力を被害者は持っているのです。多くの人が被害者を特別視することなく、理解しようとする思いがあれば、被害者にとっても安心して暮らしやすい地域社会となるでしょう。

### (3) 被害者の支えになること

#### 被害当事者の言葉から



- ◇ 被害直後の混乱した時期に、近所の人がそっと水や食糧を差し入れてくれました。空腹感すら忘れていただけに、ありがたかった。
- ◇ 孤独な時間に、何を語るでもなく、さりげなく一緒に過ごしてくれたり、自分の感情や思いを押しつけるのではなく、私たちの思いや話を否定せず繰り返し聞いてくれたことがありがたかった。
- ◇ 声かけのマニュアルはないと思います。自分が同じ立場になったときはどうかと想像力をはたらかせ、同情や哀れみではなく、一人の「ひと」として尊重してくれているかどうかだと思います。被害に遭うまでは、自分の足で立っていたし、これからもそうしたいのです。ただ、そのための支えは必要なのです。
- ◇ 思いこみで励ましたり、押しつけたりするのではなく、「一人で抱え込まないで」、「何が必要ですか」、「何か手伝えることはありますか」、と私たちのペースを大切にしてくれ、意思確認をしてくれたことがありがたかった。
- ◇ 一人では気が重たいとき、市役所や裁判所に付き添って一緒に行ってくれたことはありがたかった。警察や教育委員会に付き添ってくれて、言葉にできない思いをきちんと代弁してくれたことに感謝します。
- ◇ 亡くなった子どもの友だちが、ときどき来てくれます。何も語るでもないけれど、ずっと忘れないでいてくれることが、とても支えになっています。

## 1 警察が行う主な被害者支援



### 被害者連絡制度

殺人・傷害・強姦などの身体犯罪、重大な交通事故事件などの被害者や遺族に対して、捜査の状況などを、捜査に支障のない範囲で捜査員が情報を提供しています。

内容、適用範囲については、捜査員にご確認ください。

### 指定被害者支援員制度

殺人・傷害・強姦などの身体犯罪、重大な交通事故事件<sup>(1)</sup>などの被害者や遺族に対し、捜査員とは別に指定された警察職員が、被害発生直後から付添、相談などの支援を行っています。

### カウンセリングアドバイザー制度

心にダメージを負った被害者、被害者家族のために心理臨床の専門家によるカウンセリングを無料で行っています。

### 再被害防止措置制度

被害の届け出や捜査に協力したことで、加害者や関係者から仕返しを受けそうな場合、防犯パトロールや防犯カメラの設置など、被害者や家族の安全を確保しています。

### 犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為により亡くなった被害者の遺族や、負傷し又は障害が残った被害者に対して、国が給付金を支給する制度です。条件や手続きについては、警察にお尋ねください。

## シェルター保護制度

配偶者等からの暴力（DV）や児童虐待、暴力団が関係する事件などで、加害者や関係者から再び危害を受けるおそれがある場合には、被害者や家族を、速やかにホテル等の安全な施設に保護しています。

※ 警察が行う被害者支援について詳しく知りたい方は、**岡山県警察本部 県民応接課「犯罪被害者対策室」**（086-234-0110（内線 2525～2528））まで。

※ 各種機関による犯罪被害者支援の取組の概略も掲載されていますので、下記の岡山県警察のホームページサイトをご参照ください。

<http://www.pref.okayama.jp/kenkei/keimu/kenmin/higai/higaisya.htm>

(1) 重大な交通事故事件とは、一般的に、死亡・重体事故及びひき逃げを指します。

## 2 県や市町村ができること



○岡山県の相談窓口は、以下のとおりです。

### ◆総合窓口

生活環境部 県民生活課 安全・安心まちづくり推進室

☎ 086-226-7259（直通）

詳しくは下記ホームページをご覧ください。

[http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec\\_sec1=22](http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=22)

### ◆交通事故に関すること

岡山県交通事故相談所

☎ 086-224-2111（代表・内線 2503, 2504）

## ◆DV, デートDVに関すること

[ 配偶者暴力相談支援センター ]

- ・岡山県男女共同参画推進センター（ウイズセンター）  
☎ 086-235-3310（火～土曜日 9:30～16:30 祝日を除く）
- ・岡山県女性相談所  
☎ 086-235-6060（月～金曜日 9:00～16:30）
- ・岡山市男女共同参画相談支援センター（さんかく岡山）  
☎ 086-803-3366  
（水～月曜日 10:00～19:30 日曜・祝 10:00～16:30）

### 3 関係機関・民間支援団体など



(1) 岡山県内の被害者支援関係機関は以下のとおりです。

① **日本司法支援センター 岡山地方事務所**

（（**法テラス**）：各種相談窓口の紹介）

- ・捜査や裁判の流れなど制度の紹介
- ・犯罪被害者支援に対する機関・団体の相談窓口や精通弁護士の紹介
- ・民事法律扶助（資力困窮時の裁判費用等の支援）

※お問い合わせ：法テラス 犯罪被害者支援ダイヤル

☎ 050-3383-5491（平日 9:00～17:00）

0570-079714（平日 9:00～21:00・土曜日 9:00～17:00）

## ②岡山弁護士会

・法律相談～損害賠償請求などの相談～相談料：5,250円（40分間 予約制）

※お問い合わせ：岡山弁護士会 ☎ 086-223-4401

## ③財団法人リーガル・エイド岡山（LA岡山）

・被害者支援弁護士名簿に登録した弁護士による面接法律相談  
・資力困窮者に対する訴訟支援等

※お問い合わせ先：（財）リーガル・エイド岡山 ☎ 086-223-7899

## ④（財）岡山県暴力追放運動推進センター岡山事務局

・暴力団員による犯罪被害を受けたときの訴訟などの支援等

※お問い合わせ先：岡山商工会議所ビル2階 ☎ 086-233-2140

## ⑤検察庁

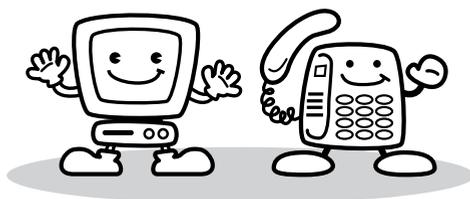
・被害相談、事件に対する問い合わせへの電話対応「被害者ホットライン」

※お問い合わせ先：岡山地方検察庁

被害者ホットライン ☎ 086-224-3322（FAX兼用）

※全国の地方検察庁の被害者ホットライン窓口（検察庁ホームページ）

<http://www.kensatsu.go.jp/higaisha/index.htm>



(2) 岡山県内の民間支援組織については以下のとおりです。

○**社団法人被害者サポートセンターおかやま (VSCO)**

電話相談：086-223-5562

相談日時：毎週月～土曜日 10:00～16:00（祝日年末年始は休み）

ホームページ：<http://vsco.info>

【主な支援内容】

電話・面接相談、弁護士など専門家による面接相談への橋渡し、危機介入（被害直後の支援）、警察・検察庁・裁判所などへの付添いや連絡調整、自助グループへの支援など

○**特定非営利活動法人おかやま犯罪被害者サポート・ファミリーズ**

電話相談：086-245-7831 FAX相談：086-226-6161

相談日時：毎週土曜日 10:00～16:00（年末年始は休み）

自助グループ活動：毎週第3土曜日（申込みは上記相談電話へ）

ホームページ：<http://www17.ocn.ne.jp/~families/>

【主な支援内容】

支援ボランティアが次の支援活動を行います。その他、電話・面接相談、法律相談への橋渡し、裁判の傍聴付添い、自助グループの運営及び立上げ支援、犯罪被害者のための連続講座の開催など（講座：年10回 犯罪被害、交通死、DV被害、性被害）

○**特定非営利活動法人さんかくナビ (DVなど暴力による女性被害者)**

電話相談：090-4148-1039（随時受付） FAX相談：086-801-5072

086-227-1002（日曜祝日、年末年始に受付 9:30～16:30）

ホームページ：<http://www.ne.jp/asahi/sankaku/navi/>

### 【主な支援内容】

電話・面接相談、民間シェルター等を運用した自立支援・自立生活用品支援、自助グループ（子どもも含めた）の運営支援、社会資源活用のための支援、警察・相談所・裁判所など必要な機関への同行支援と保育など

### (3) 被害種別による相談窓口について

上記県内相談窓口のほか、被害種別ごとの県外相談先は次のとおりです。

#### **ア 殺人・傷害致死事件被害者のために**

- ・全国犯罪被害者の会（あすの会）                      FAX：03-5319-1774

ホームページ：<http://www.navs.jp/>

- ・少年犯罪被害当事者の会                      電話・FAX：06-6478-1488

ホームページ：

<http://www005.upp.so-net.ne.jp/hanzaihigaisha/welcome.htm>

#### **イ 交通死等被害者のために**

- ・全国交通事故遺族の会                      電話・FAX：03-3664-1065

電話・FAX：03-3664-1070

（毎週 火・木・土・日 11:00～15:00）

ホームページ：<http://www.kik-izoku.com/>

- ・TAV交通死被害者の会                      電話：06-6362-7225（10:00～17:00）

ホームページ：<http://tav-net.com/>

---

## 岡山県備前県民局 協働推進室

〒700-8604 岡山市弓之町6-1

TEL：086-233-9804 FAX：086-233-9888

URL [http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakubu.html?sec\\_sec1=11](http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakubu.html?sec_sec1=11)

## NPO法人おかやま犯罪被害者サポート・ファミリーズ

〒700-0816 岡山市富田町1-6-10

東光第一ビル2階 ももたろう第2法律事務所内

TEL：086-226-7744 FAX：086-226-6161

URL <http://www17.ocn.ne.jp/~families/>

---

〈本冊子の内容を許可無く転載・複製（コピー）することはご遠慮ください。〉



製作 岡山県 NPO法人おかやま犯罪被害者サポート・ファミリーズ

平成19年3月